土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第95条第３項において準用する同法第10条第１項の規定により、公文・西高篠地区共同施行が土地改良事業（地域計画実現化促進生産基盤整備事業（農道改修事業）公文・西高篠地区）を行うことについて令和６年３月８日認可した。

令和６年３月15日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人